

第1部 総論

第1章 計画の基本理念

第1節 計画の背景、目的

【計画の背景、経過】

1 計画策定の背景

- 本県では、県民のだれもが、いつでも、どこでも適切な医療を受けることができるよう保健医療施設の基盤整備や体制づくりを進めるとともに、健康の保持増進から疾病の予防、治療、リハビリ、在宅ケアに至る一貫した生活習慣病対策を積極的に推進してきました。
- しかしながら、近年の少子高齢化の急速な進展や、生活習慣病の増加に伴う疾病構造の変化、医療の高度化・専門化など県民の保健医療を取り巻く環境は大きく変化しており、県民のニーズも高度化、多様化してきています。
- また地震、豪雨等の自然災害の発生や、新型インフルエンザをはじめとした多様な健康危機に対する備えも求められています。
- 一方、医師不足を背景に診療制限を余儀なくされる医療機関もみられます。
- 特に、多くの公立病院においては経営状況が悪化するとともに、医師不足による診療制限が地域医療に深刻な影響を与えています。
- こうしたなか、地域の限りある医療資源が、その機能を十分に発揮できるような連携体制を確立することが喫緊の課題です。

2 計画策定の経過

- 昭和60年の医療法の一部改正により、地域における医療を提供する体制の確保に関する計画（医療計画）の作成が各都道府県に義務づけられました。
- 本県においては、昭和62年8月に医療圏及び必要病床数を記載した「愛知県地域保健医療計画」を作成しましたが、医療法による5年ごとの見直し及び医療法の一部の改正に伴う見直しを行い、これまでに5回計画の見直しを行ってきました。

（愛知県地域保健医療計画の見直しの状況）

昭和 62年 8月	愛知県地域保健医療計画策定（2次医療圏、必要病床数を記載） （計画期間：昭和62年8月～平成4年7月）
平成 元年 3月	任意的記載事項（各種の保健医療対策）を公示
平成 4年 8月	第1回見直し（各医療圏計画も策定） （計画期間：平成4年8月～平成9年7月）
平成 9年 8月	第2回見直し （計画期間：平成9年8月～平成14年7月）
平成 10年10月	県計画で「療養型病床群の整備目標」を追加公示
平成 13年 3月	第3回見直し（2次医療圏、基準病床数を見直し） （計画期間：平成13年4月～平成18年3月）
平成 18年 3月	第4回見直し（基準病床数を見直し） （計画期間：平成18年4月～平成23年3月）
平成 20年 3月	第5回見直し（4疾病5事業を中心とする医療連携体制等を追加記載） （計画期間：平成20年4月～平成25年3月）

3 今回の計画の見直し

- 平成18年6月に医療制度改革関連で医療法が改正（「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」）され、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことを目的として、「医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進」などが定められたところです。
- これを受け、本県においては、患者や住民にとって分かりやすい、地域の医療機能に応じた医療連携体制を構築し、県民に対して良質かつ適切な医療の確保を図るため。平成18年3月に公示した愛知県地域保健医療計画を見直し、平成20年3月に公示しました。
- しかしながら、平成19年度に定めた愛知県地域保健医療計画策定指針により基準病床数などについては見直しを行っておらず、それらの部分については平成23年3月までに計画となっているので、これを見直すこととします。

【計画の目的】

- 愛知県地域保健医療計画は、県民の多様な保健医療需要に対応し、健康増進から疾病予防、治療、リハビリ、在宅ケアに至る一貫した保健医療サービスが、いつでも、どこでも、だれもが、適正に受けられる包括的保健医療提供体制の確立を目指すことを目的とし、次の5つの基本方針の下に、行政関係者、保健医療関係者、県民などが一体となって共に保健医療の確保、推進を図っていくための計画として策定します。
- なお、今回の見直し計画では、日常生活で通常必要とされる医療を確保する観点から、地域の医療機能の把握に努め、2次医療圏を中心に体系的な医療提供体制の整備に重点を置くこととします。

- 1 地域医療の体系化を推進し、地域の特性に配慮しながら地域における効率的な医療提供体制の確立を図ります。
- 2 疾病予防等の保健対策を推進し、生涯を通じた健康づくりを支援します。
- 3 医療機関の機能分担、業務連携を推進し、医療提供体制のシステム化を図ります。
- 4 各種保健医療情報システムの整備促進及び情報の総合ネットワーク化を図ります。
- 5 保健医療従事者の確保、資質の向上及び人材の有効活用を図ります。

【計画の性格】

愛知県地域保健医療計画は、次の性格を持つものです。

- 1 愛知県の保健医療対策の今後の基本方針を示すものです。
- 2 2次医療圏での保健医療対策の推進方向を示すものです。
- 3 医療機関及びその他関係機関などが整備を進めるに当たっての指針となるものです。

第2節 保健医療福祉の推進

- 高齢者、障害者をはじめすべての県民が、住み慣れた地域で、安心して、生きがいをもって生活できるよう、健康増進から疾病の予防、治療、リハビリテーション、介護サービスなど、保健から医療さらに福祉まで、必要なサービスを切れ目なく利用できる仕組みを構築していくことが重要です。
- 特に、高齢者対策においては、急速な人口の高齢化に対応するため、健康の保持増進を支援する保健・医療サービスと安定した生活を支援する福祉サービスの連携が必要です。
- こうしたことから、本県においては、平成12年度に、保健・医療・福祉の分野について有機的・一元的な事業展開を図るため、衛生部と民生部を統合して健康福祉部を設置し、より実効性のある組織として保健・医療・福祉の一層の連携強化を図ってきました。
- また、平成13年度まで保健所ごとに設置していた「保健所運営協議会」、2次医療圏ごとに設置していた「医療圏保健医療福祉推進協議会」及び福祉圏域ごとに設置していた「地域福祉推進会議」を統合し、平成14年度から新たに「圏域保健医療福祉推進会議」を設置し、地域における保健・医療・福祉に関する施策の総合的な調整及び検討、市町村を始めとする行政機関及び関係団体相互の連絡調整、圏域内サービスの広域的な調整を行い、保健・医療・福祉の連携の強化を図ってきました。
- さらに、地方機関については、新型インフルエンザや食品の安全を脅かす問題、複雑・困難なこころの健康問題、対応が困難な児童虐待事例の増加などの諸課題に迅速・的確に対応できるように保健福祉分野の専門性を強化するために、平成20年度から保健所、児童相談センター、障害者相談センター、福祉事務所の各機関を県事務所から独立させるとともに、組織の見直しを行うこととしました。
- 今後とも、関係の行政機関や団体などと有機的な連携により、保健・医療・福祉の包括的なサービスが提供できるよう、県はもとより、市町村、関係団体などと連携しながら、既存の「圏域保健医療福祉推進会議」などを活用し、保健医療福祉の連携の推進を図っていきます。

第3節 計画の推進

1 計画目標年次

- 計画の期間は、平成23年度から27年度までの5年間とします。
- ただし、今後の社会情勢の変化等により、5年以内に再検討を加え、必要があるときは、計画を変更することとします。

2 計画の普及啓発

- 愛知県地域保健医療計画は、県、市町村、保健・医療関係機関などが一体となって推進していくことが必要であり、計画を達成するためには広く一般県民などに趣旨と内容を十分周知させ、理解と協力を得ることが極めて重要となります。
- このため、本計画の趣旨と内容を県のホームページに掲載するとともに、各種会議で説明するなど、幅広い広報活動を効果的に行い、この計画の普及啓発に努めていきます。

3 計画の推進体制

(1) 全県単位での推進

- 本県では、愛知県地域保健医療計画の推進のため、愛知県医療審議会の部会として「医療計画部会」を設置しており、この部会において全県レベルで計画推進のための協議を行い、計画の目標達成を図ることとします。

(2) 医療圏単位での推進

- 各医療圏においては、地域の特性を踏まえた計画の推進を図る必要があることから、「圏域保健医療福祉推進会議」において、推進方策などを調整、協議し、医療圏計画の目標達成を図ることとします。

4 市町村等との連携

- 市町村は、地域住民に直結する基礎的自治体として、住民の健康保持、増進等に寄与する保健・医療・福祉の施策を実施していますので、医療計画の推進に際しては、一層緊密に市町村と連携を図り、推進していくこととします。
- また、保健医療に関する施策を効果的、効率的に実施し、本計画の目標を達成するためには、関係団体・機関との連携も重要でありますので、一層連携を強化して推進していくこととします。

5 計画の進行管理

- 愛知県地域保健医療計画のうち、整備目標や目標値を記載した項目の進行管理については、愛知県医療審議会に報告し、進捗状況を評価するとともに推進方策等について意見を求めるなどして、進行管理の徹底を図ります。
- また、進捗状況を県のホームページに掲載するなど、広く県民などに進行管理を広報します。